

徳島県消費者情報センター

巧妙化する定期購入のトラブルにご注意 —購入中に「さらにお得なご案内」!?!—

相談事例

- ◆ 「1回限り」とあった化粧クリームを注文したのに2回目が届き定期購入だと気づいた (50歳代 女性)
- ◆ インフルエンサーが「定期縛りなし」と勧めていたせっけんを申し込んだところ、クーポンが表示され、意図せず回数縛りのある定期購入となってしまった (20歳代 女性)
- ◆ SNSの広告を見てシワ改善クリームを注文したが、洗顔クリームの定期コースを追加注文したことであった (60歳代 女性)

消費者へのアドバイス

- ◇ 「定期縛りなし」という記載があっても定期購入の契約かもしれません
「定期縛りなし」は「最低購入回数の指定がない契約」(「いつでも解約できる定期購入」)である可能性がありますので契約時には注意が必要です。
- ◇ 契約条件等を確認し、納得した状態で商品を購入しましょう

購入する際には、「お得」「今だけ」などに惑わされず、広告表示だけではなく、契約条件も細かく確認し、本当にその商品・数量・コースが必要かどうかをしっかりと検討した上で、その契約条件や購入の必要性について十分納得してから購入しましょう。

- ◇ 注文する前に販売サイトや「最終確認画面」の表示をよく確認しましょう
SNS等の広告内容だけで判断するのではなく、注文する際に必ず「最終確認画面(契約の申込みが完了することとなる画面)」で、定期購入が条件となっていないか、最低購入回数に指定(縛り)がないか、2回目以降の代金等の販売条件や解約の条件を確認しましょう。
- ◇ 契約条件に関する記載はスクリーンショットで必ず保存しましょう
表示は最後までよく確認し、「最終確認画面」も含め、契約条件に関する記載は全てスクリーンショットで保存しましょう。
- ◇ 不安に思った場合や、トラブルが生じた場合は、
すぐに最寄りの消費生活センター等へ相談しましょう



資料引用:国民生活センター発表情報

困ったとき、心配になったときは、
消費者ホットライン

い や や
188

最寄りの消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内し、消費生活相談の最初の一步をお手伝いします。

「2026消費者まつり」を開催しました!

5月23日(土)に、ふれあい健康館(徳島市)で「2026消費者まつり」を開催しました。「消費者まつり」は、5月の「消費者月間」、また「徳島県消費者市民社会推進期間」(5月第2土曜日から15日間)に合わせて、例年開催しているものです。

午前は、消費者支援功労者表彰、とくしまエシカルアワード表彰などの表彰、すだちくんへの「消費者教育推進大使」委嘱式のあと、神山町消費者協会会員による消費者宣言が行われました。

午後は、『サイバー犯罪から身を守る! ネットトラブル対処法』と題して、実際のサイバー犯罪の手口や被害を防ぐための知識についての講演会と「お楽しみ消費者クイズ」が行われました。



また、展示コーナーでは、市町村消費者協会による日頃の活動紹介や、県内大学による食品ロス削減やエシカル活動などの取組紹介、即売ブースでは県内高等学校、市町村消費者協会による特産品やお菓子、野菜、手芸作品等の販売が行われました。



くらしのサポーター活動功労者表彰



令和7年度のくらしのサポーター活動功労者として、**山本加代さん**が表彰されました。今後とも、消費者啓発に御協力をよろしくお願ひします。



《コラム》裁判のデジタル化

～県消費者法務専門員:中川まな美(弁護士)～

5月21日から、民事裁判手続のデジタル化が始まりました。

これまで、訴状や証拠等は、すべて紙の書類で提出していましたが、これらをオンラインで、インターネット上にアップすることで提出できるようになりました。また、訴状は、これまで郵便で被告に送達していましたが、連絡を受けた被告が訴状をオンラインでダウンロードすることなどによって、送達を終了することになりました。

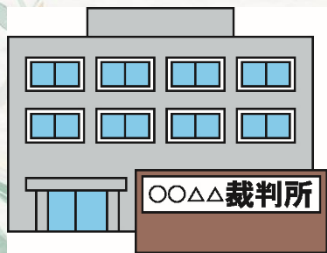
もちろん、被告側も、主張書面や証拠をオンラインで提出できます。さらに、裁判の期日もウェブ会議で行い、判決も、オンラインで受け取ることができます。

5月21日以降に訴えを提起する場合、弁護士はオンラインでしか書類を提出できなくなります。

弁護士達は、オンラインでの訴訟手続きがスムーズにできるよう、研修会を何度も開いたり、裁判所が用意したトレーニングツールのようなものを利用して、練習したりしてきました。

なお、本人が弁護士を付けないで裁判をする場合は、今までどおり、訴状等を紙で提出することができます。

また、今回のデジタル化は、とりあえず民事訴訟についてで、刑事裁判のデジタル化はもう少し先になりそうです。



お問い合わせ先：徳島県消費者情報センター

〒770-0831 徳島市寺島本町西1丁目5番地 アミコビル東館 7階

・相談電話 ☎ 088-623-0110 ・啓発受付 ☎ 088-625-8285

・事務担当 ☎ 088-623-0612 ・ファクシミリ 088-623-0174

【電子メール】 t-shouhi@mail.pref.tokushima.lg.jp

【ホームページ】 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/shohi/>

